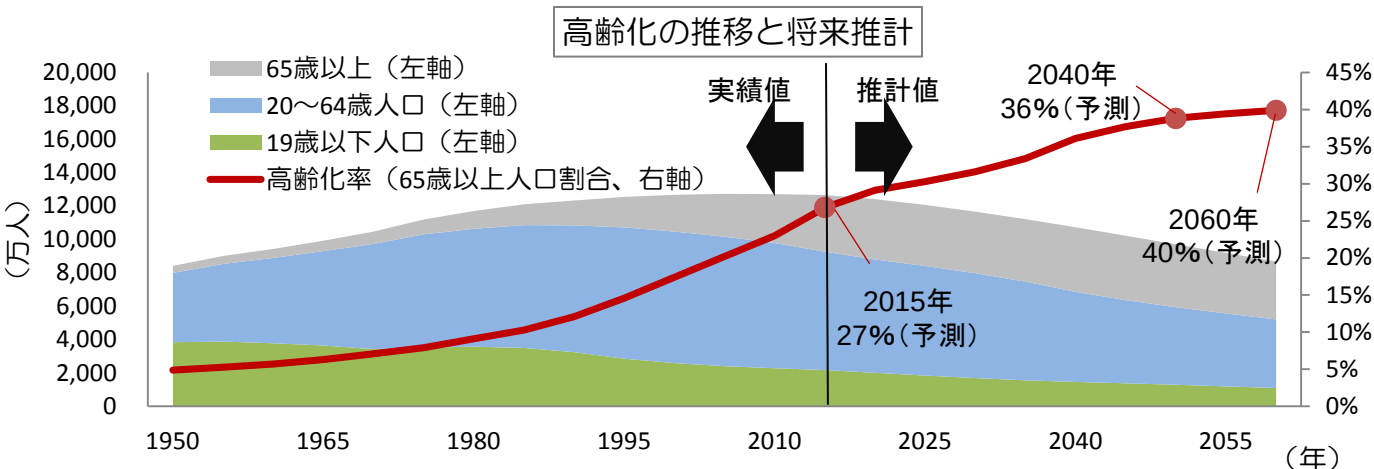


進行する少子高齢化と注目が高まる相続対策

「少子高齢化社会」という言葉が浸透してから、ずいぶんの月日経ちましたね。以下の図表に示されるように2060年には高齢化率が40%まで上昇すると見込まれます。10人のうち4人が高齢者という超高齢化社会に突入するようです。



(出所) 2010年までは総務省「国勢調査」、2015年以降は国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口(平成24年1月推計)」の出生中位・死亡中位仮定による推計結果

最近の高齢者の皆様の関心事のひとつとして「相続対策」が挙げられます。特に2015年1月から相続税率の引き上げや基礎控除額引き下げが行われることを背景に節税対策として「教育資金贈与非課税制度」や来年からはじまる「ジュニアNISA」を活用した贈与にも関心が高まっています。

関心が高まる相続関連情報

【平成27年1月より実施された相続税関連の変更点】

相続税率 最高税率 50% → 55% に引き上げ

基礎控除額
改正前
5千万円 + 1千万円 × 法定相続人
改正後
3千万円 + 6百万円 × 法定相続人

(出所) 財務省

【ジュニアNISA】

- 平成28年から導入される制度。非課税期間は5年。
- NISA口座で1年間に購入できる金額の上限は80万円(未成年者に限る)。
- 原則、18歳までは払出しは行わない。

(出所) 金融庁

ジュニアNISAをうまく活用すれば、節税しながら相続し、お子様やお孫さんに資産運用を教えられるかも！

本資料は、情報提供を目的としてゴールドマン・サックス・アセット・マネジメント株式会社(以下「弊社」といいます。))が作成した資料であり、特定の金融商品の推奨(有価証券の取得の勧誘)を目的とするものではありません。本資料に記載された過去のデータは将来の結果を保証するものではありません。本資料は、弊社が信頼できると判断した情報等に基づいて作成されていますが、弊社がその正確性・完全性を保証するものではありません。本資料に記載された市場の見通し等は、本資料作成時点での弊社の見解であり、将来の動向や結果を保証するものではありません。また、将来予告なしに変更する場合もあります。個別企業あるいは個別銘柄についての言及は、あくまで例示をもって理解を深めていただくためのものであり、当該個別銘柄の売買、ポートフォリオの構築、投資戦略の採用等を推奨あるいは勧誘するものでもありません。本資料の一部または全部を、弊社の書面による事前承諾なく(Ⅰ)複写、写真複写、あるいはその他いかなる手段において複製すること、あるいは(Ⅱ)再配布することを禁じます。

<審査番号:8241-OTU-38528> © 2015 Goldman Sachs. All rights reserved.



Asset
Management

